

平成29年度医療的ケア児等の地域支援体制構築に係る担当者合同会議

医療的ケア児に対する 子育て支援について

平成29年10月16日
厚生労働省子ども家庭局
保育課
母子保健課

「医療的ケア児保育支援モデル事業」について

1 事業概要

保育所等において医療的ケア児の受入れを可能となるよう体制を整備し、医療的ケア児の地域生活支援の向上を図る。

<対象事業>

- ・都道府県等において看護師等（理学療法士、作業療法士等）を雇い上げ保育所等へ派遣（必須）
- ・保育士が認定特定行為業務従事者となるための研修受講を支援
- ・派遣された看護師等を補助し、医療的ケア児の保育を行う保育士を配置
- ・その他、医療的ケア児の受入れに資するもの

2 事業の対象

(1) 対象児童

子ども・子育て支援法第19条第1項第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する医療的ケア児で、集団保育が可能であると市町村が認めた児童

(2) 対象施設

保育所、認定こども園、家庭的保育事業所、小規模保育事業所及び事業所内保育事業所

3 補助単価等

実施主体：都道府県・市町村

予算か所数：30か所（平成29年度応募自治体数23市町村）

補助単価：1か所あたり7百万円

補助率：国1/2、都道府県・指定都市中核市1/2

国1/2、都道府県1/4、市町村1/4

平成29年度「医療的ケア児保育支援モデル事業」の実施状況について

平成29年度実施自治体（23自治体）

1	栃木県 宇都宮市	2	埼玉県 坂戸市	3	千葉県 市川市	4	千葉県 松戸市	5	千葉県 習志野市
6	千葉県 浦安市	7	東京都 福生市	8	東京都 八王子市	9	福井県 永平寺町	10	三重県 名張市
11	滋賀県 甲賀市	12	滋賀県 草津市	13	滋賀県 湖南市	14	滋賀県 近江八幡市	15	京都府 長岡京市
16	大阪府 茨木市	17	大阪府 箕面市	18	大阪府 交野市	19	大阪府 岬町	20	大阪府 堺市
21	岡山県 津山市	22	広島県 府中市	23	高知県 三原村				

医療的ケアの手法パターン

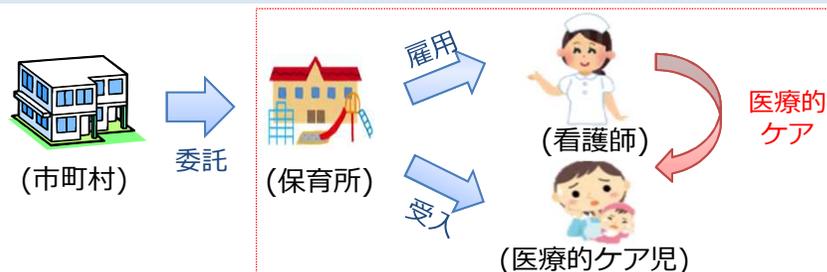
①市町村にて看護師を雇用し、医療的ケア児を受け入れる保育所へ派遣



②市町村が訪問看護ステーションと委託契約を交わし、訪問看護ステーションの看護師が、医療的ケア児を受け入れる保育所へ訪問



③市町村が、看護師を配置している保育所に委託し、医療的ケア児を受入れ



④看護師や訪問看護ステーションなどのバックアップを受けながら研修を修了した保育所の保育士が医療的ケアを実施。



子育て世代包括支援センターの全国展開

- 妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援のために、子育て世代包括支援センターに保健師等を配置して、「母子保健サービス」と「子育て支援サービス」を一体的に提供できるよう、きめ細かな相談支援等を行う。
- 母子保健法を改正し、子育て世代包括支援センターを法定化(平成29年4月1日施行)(法律上は「母子健康包括支援センター」)。
 > 実施市町村数: 296市区町村(720か所)(平成28年4月1日現在) > **平成32年度末までに全国展開**を目指す。
 ※各市区町村が実情に応じて必要な箇所数や管轄区域を判断して設置。



子育て世代包括支援センター

妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援

- 保健師
- 助産師
- 看護師
- ソーシャルワーカー

- ① 妊産婦等の支援に必要な実情の把握
- ② 妊娠・出産・育児に関する相談に応じ、必要な情報提供・助言・保健指導
- ③ 保健医療又は福祉の関係機関との連絡調整
- ④ 支援プランの策定

※医師、歯科医師、臨床心理士、栄養士・管理栄養士、歯科衛生士、理学療法士などの専門職の配置・連携も想定される。

母子保健支援
子育て支援

サービス(現業部門)

	妊娠前	妊娠期	出産	産後	育児
妊娠に関する普及啓発	妊娠に関する普及啓発	産前・産後サポート事業		産後ケア事業	
不妊相談	不妊相談	妊婦健診	産婦健診	乳幼児健診	
		両親学級等	乳児家庭全戸訪問事業	予防接種	
		養育支援訪問事業			

- 子育て支援策
- ・保育所
 - ・地域子育て支援拠点事業
 - ・里親・乳児院
 - ・養子縁組
 - ・その他子育て支援策

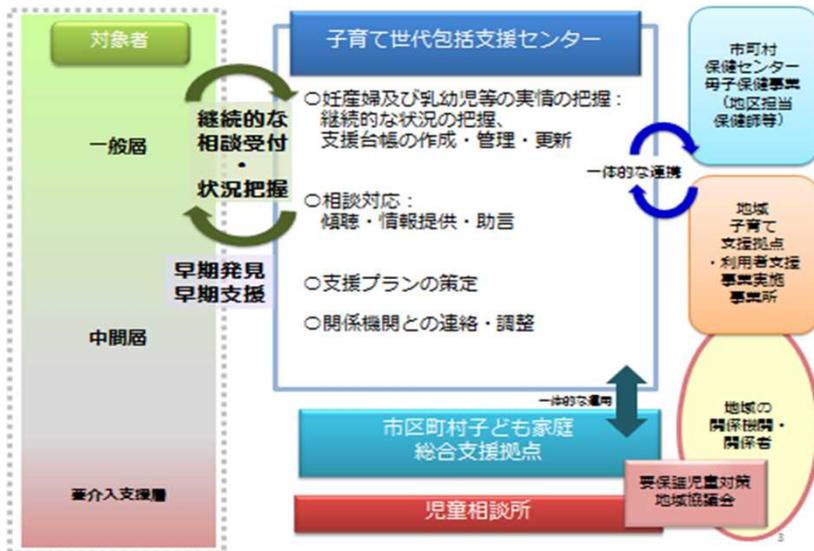
近隣住民やボランティアなどによるインフォーマルなサービス

子育て世代包括支援センター業務ガイドラインについて

本ガイドラインは、有識者や自治体職員等による議論等を踏まえ、子育て世代包括支援センター（母子保健法第22条の母子健康包括支援センター）の具体的な業務、地域の多様性を念頭においた運営上の留意点、各地での取組例等を内容として原案を作成。その後、パブリックコメントを踏まえ、所要の修正を加え、全国に周知を行った。（平成29年8月1日通知）

子育て世代包括支援センターの役割

- ・ 包括的な支援を、妊娠期から子育て期にわたり、切れ目なく提供するためのマネジメントを行う。
- ① 妊産婦及び乳幼児等の**実情把握**
- ② 妊娠・出産・育児に関する**各種の相談に応じ、必要な情報提供・助言・保健指導**
- ③ **支援プランの策定**
- ④ 保健医療又は福祉の**関係機関との連絡調整**
- ・ 全ての妊産婦や乳幼児等を対象とするポピュレーションアプローチを基本、包括的な支援を実施



業務実施のための環境整備

- ・ 市区町村やセンターが実施する事業だけでなく、地域のNPO 法人などの民間団体などが実施するインフォーマルな取組も含めて、**様々な関係機関や関係者と連絡、調整を行い、協働体制を構築**
- ・ センターには**保健師等を1名以上配置**

各業務の基本的考え方と具体的内容

- ・ 利用計画の作成支援だけでなく、サービスの提供等に当たり、**関係機関による密なモニタリングが必要と考えられる妊産婦や保護者等**については、関係機関による支援についても整理した「**支援プラン**」を作成
- ・ 支援プランでは、妊娠や出産、子育ての**スケジュールに合わせて、必要なサービス等の利用スケジュールを整理し、関係機関と調整、各関係機関による支援内容やモニタリング、支援プランの見直し時期を整理**
- ・ 支援プランを策定する際には、支援対象者に参加してもらい、**本人の意見を反映**
- ・ 保健所や市町村保健センター、医療機関、民生委員・児童委員、教育委員会、こども園・幼稚園・保育所、児童館、地域子育て支援拠点事業所、利用者支援事業実施事業所、児童発達支援センター等**関係機関との連携確保**
- ・ 市区町村子ども家庭総合支援拠点、要保護児童対策地域協議会との**連携確保**